指定事業許可(不許可)決定通知書

八千代市指令第 号

年 月 日

様

八千代市長

印

年 月 日付けで申請のあった指定事業については、次のとおり許可(不許可)したので通知します。

記

許可の内容

指定事業の申請者	
の住所及び氏名	
指定事業区域の位置	
指定事業区域の面積	
許 可 の 期 間	年 月 日~ 年 月 日
許 可 の 条 件	

不許可の理由

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3か月以内に、八千代市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。